

鴨川市内における大規模太陽光発電施設計画に関する提言（概要）

【はじめに】

- 本件計画は、林地開発許可がなされた当時には容易に想定できなかった様々な事態（許可条件違反による複数箇所の大規模な残置森林伐採、現地踏査等により確認された地質や水の流れの状況、FIT 認定の失効など）に直面している。こうした状況を踏まえ、森林法や盛土規制法の災害防止という目的を達成するため、県及び市は、緊密な連携のもと、適切に対応していかなければならない。事業は既に着手されているが、県及び市においては、この事業が地域と共生できるものとなるよう、各関係法令の趣旨を踏まえながら、進捗状況に応じた適切な措置を講じてもらいたい。
- また、大規模太陽光発電事業は、全国で、土砂災害や生態系への影響、地域の景観の変化による生活・観光への影響、施設を原因とした火災の発生などを懸念する声が上がっている。こうした状況を踏まえ、県には、本件計画のみならず、今後計画される大規模太陽光発電事業を地域と共生したものとするための役割も期待したい。

【提言】

1．林地開発・盛土の安全性確保について

- 現地の地質は脆く、溪流部や河川においては、非出水期でも一定の水量があることや地中の特定の層に水が集中して流れるパイプフローの痕跡を多く確認。
- 盛土内への浸透水を減らすことが重要であり、暗渠管やドレーン等の排水対策工の設置に当たっては点や線ではなくゾーン（面、範囲）として排水を考慮するとともに、排水施設の機能が将来にわたって維持されていくことが必要。
- 当該事業は盛土規制法の規制開始以前に工事着手されているため許可の対象となっていないが、盛土規制法が大規模な盛土造成に対する安全性の確保を目的としている法律であることを踏まえれば、事業者は、現在は許可対象となっていない盛土であっても、技術的基準を適合させるべきであり、県としても技術的基準の遵守を指導することが求められる。
- 施工計画の実現可能性について十分な確認が求められる。スモールスタートで実績確認しながら、大規模施工へ段階的に移行する手法も有効。
- 盛土構造の安定性を確保するためには、細かく調整した粒径とし、十分な転圧管理を行うことが重要であり、適切に実施されているか確認を行うことが重要。

2．残置森林の復旧について

- 当該地は、急勾配であることや表土が薄いなど植物の生育にとって条件が厳しい箇所があり、表土を安定化した上で植生回復する必要がある。
- 植栽の時期は春か秋が望ましい。適期に植栽できない場合は、土壌の安定化を早期に図るため、まずは草本類による緑化（被覆）する段階的な方法も考えられる。
- 気象状況によっては植栽した苗木が十分に生長できないおそれもあることから、新芽がみられるなど、苗木が根付き、生長段階に入ったことまでを確認する必要がある。

3．自然環境の保全について

- 開発と自然環境保全がトレードオフとならないことが求められる。計画変更などが行われる場合には、動植物の移植をできるだけ実施しないで済むような開発計画とすることが望ましい。
- 開発における生態系等への影響を把握するためには、継続的な環境モニタリングを行うことが重要である。

4．適切な工事・現地管理の実現に向けて

- 森林の公益的機能の確保や地域共生の観点からも、計画区域は必要最小限度とすべきであり、太陽光パネルの発電効率の向上を踏まえ、開発規模の適正性を確認することが必要。
- 防災等に配慮した工事が適切に行われるとともに、将来にわたり安定的に設備等が維持されることが必要。FIT 認定失効により資金計画に大きく影響が生じるなかで、工事等が確実に実行されることを確認するためにも、資金計画等の確認を行うことが重要である。また、工事等の期間が短期間であっても、その資金は長期の資金計画等の中に位置付けられるものであることから、事業の実施可能性を見るためには、中長期的な資金計画等を確認していくことが重要である。
- 仮に、事業の休止や撤退が判断された場合であっても、そのままの状態で放置されるような状況は避けなければならない。伐採された土地は以前と比べて災害に弱い状態となっており、そのままの状態で放置されると森林保全や環境に悪影響を及ぼすため、県と市は連携して現地の状況を注視するとともに、事業者と対話を重ね、指導を継続していくべきである。

5．地域との共生に向けて

- 大規模太陽光発電事業への不安解消のために、きちんと地域とコミュニケーションをとっていく必要がある。併せて、県は、国や市町村と連携しながら、国の制度ではカバーしきれない部分を繋ぐといった役割も担っていく必要がある。
- 景観は、市民の関心が高く、また観光資源としての風景にも影響を与えることから、景観シミュレーションを行い、景観上の影響の有無や程度を確認することが効果的。鴨川市域においては景観法に基づく規制が行われていないことから、今後、県と市が協力し、景観法に基づく景観計画の策定を検討することが望まれる。また、地域に多大な影響を与える土地利用の改変行為に対しては、景観法に基づく景観規制も有効であることから、県としては、これまで以上に積極的に景観行政に取り組まれない。